

石川県内の最低賃金

●最低賃金より低い賃金で労働者を使用することはできません。

- 地域別最低賃金は、全ての労働者（年齢や、パート・学生アルバイト等の雇用形態に関係なし。）に適用されます。
- 特定（産業別）最低賃金は、特定の産業の事業場で働く基幹的労働者（注）に適用されます。
- 派遣労働者は、派遣先事業場に適用される地域別又は特定（産業別）最低賃金が適用されます。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、金額の最も高いものが適用されます。

必ずチェック!
最低賃金
使用者も、労働者も。

●地域別最低賃金

最低賃金の名称	時間額（円）	改正発効日
石川県最低賃金	833	令和2年10月7日

●特定（産業別）最低賃金（注）

No.	最低賃金の名称	時間額（円）	改正発効日
1	石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金	922	令和3年1月10日
2	石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金	922	
3	石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金	870	令和2年12月31日
4	石川県百貨店、総合スーパー最低賃金	865	

○上記のほか、石川県の区域には次の特定（産業別）最低賃金が定められていますが、石川県最低賃金の金額の方が高いため、同最低賃金（時間額833円）以上の賃金を支払う必要があります。

5 「石川県綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、綱、漁網、網地製造業最低賃金」
時間額782円（発効日：平成29年12月31日）

（注）適用業種の詳細及び適用除外労働者については、裏面の対応する番号の欄をご覧ください。

△ 最低賃金の時間額と月給を比較する場合は、月給額を1か月の平均所定労働時間で除してください。

△ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的なものに限られます。

具体的には、次の賃金は除外されます。

- (1) 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- (2) 臨時に支払われる賃金（結婚手当等）
- (3) 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- (4) 時間外労働、休日労働及び深夜労働に対して支払われる賃金

◆賃金引上げを支援する「業務改善助成金（中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金）」をご活用下さい。

» 生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた場合、そのかかった費用の一部を助成します。

» 詳しくは、「石川働き方改革推進支援センター」へご相談ください。

石川働き方改革推進

検索



石川労働局

最低賃金に関するお問い合わせ…労働基準部賃金室(☎076-265-4425)

助成金に関するお問い合わせ…雇用環境・均等室(☎076-265-4429)

<https://jsite.mhlw.go.jp/ishikawa-roudoukyoku/>

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

特定（産業別）最低賃金の適用業種及び適用除外労働者



No.	適用業種（日本標準産業分類による）	適用除外労働者
1	① 金属素形材製品製造業（粉末や金製品製造業を除く。） ② ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業 ③ その他の金属製品製造業（打ちはく製造業を除く。） ④ ポンプ・圧縮機器製造業 ⑤ 一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。） ⑥ その他のはん用機械・同部分品製造業 ⑦ 農業用トラクタ製造業 ⑧ 建設機械・鉱山機械製造業（建設用ショベルトラック製造業を除く。） ⑨ 繊維機械製造業（工業用・家庭用ミシン製造業、毛糸手編機械製造業（同附属品製造業を含む。）を除く。） ⑩ 生活関連産業用機械製造業 ⑪ 基礎素材産業用機械製造業 ⑫ 金属加工機械製造業 ⑬ 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 ⑭ その他の生産用機械・同部分品製造業 ⑮ 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ⑯ 産業用電気機械器具製造業（車両用電気配線装置製造業を除く。） ⑰ 前記①、②、③、⑯又は⑯の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑱ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から⑯に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
2	① 自動車・同附属品製造業 ② 自転車・同部分品製造業 ③ 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ④ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①又は②に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う包装、袋詰め、箱詰め、洗浄、バリ取り、巻線、組線、かしめ、穴あけ又は取付けの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
3	① 電子部品・デバイス・電子回路製造業 ② 民生用電気機械器具製造業 ③ 電子応用装置製造業 ④ 情報通信機械器具製造業 ⑤ 前記②又は③の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑥ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から④に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
4	① 百貨店、総合スーパー ② 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ③ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
5	① 編織業 ② 化学繊維紡績業 ③ 毛紡績業 ④ その他の紡績業 ⑤ 染色整理業（織物整理業、織物手加工染色整理業を除く。） ⑥ 網製造業 ⑦ 漁網製造業 ⑧ 網地製造業（漁網を除く。） ⑨ 前記の産業において管理、補助的経済活動を行う事業所 ⑩ 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が前記①から⑧に掲げる産業に分類されるものに限る。）	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④ 手作業によるラベルはり、包装、箱詰め、袋詰め、糸切り、糸継ぎ、糸巻き替え、かせ取り、経通し、筒巻き、検反、検品、筒替え、玉揚げ、台掃除、網の製造又はその他の補助作業の業務に主として従事する者 ⑤ 賄い、軽易な運搬又は下回り等の雑役の業務に主として従事する者

石川県最低賃金(時間額833円)が適用されます。